

資金管理業務規程(案)の修正について

1. 離島対策等検討会の設置に伴う修正

指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)が行う離島・不法投棄対策に対する資金管理センターからの剰余金の出えんについて、専門的な事項を集中審議するため、「離島対策等検討会」を資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置するため修正する。

- ① 第28条以下を1条ずつ繰り下げ、第28条として「離島対策等検討会の設置」の規定を追加する。

(離島対策等検討会の設置)

第28条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設ける。

2 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う法第 106 条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。

3 離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、理事長が任命する。

- ② 第29条を下記のとおり修正する。(下線部を追加)

(資金管理業務諮問委員会等の運営方法)

第29条 この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び離島対策等検討会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

- ③ 第36条を下記のとおり修正する。(下線部を追加)

第36条 役員、評議員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 正確な表現にするために文言を修正する。

- ① 第6条(再資源化預託金等の收受)第1項(2)を下記のとおり修正する。  
(下線部を追加)

(再資源化預託金等の收受)

第6条 第1項(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託(平成17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関して、平成17年2月1日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当該自動車検査証の返付前に平成17年2月1日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあっては、当該自動車の登録又は自動車検査証の交付を受けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預託。平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)

- ①運輸支局(検査登録事務所等を含む)又は軽自動車検査協会事務所(支所を含む)(以下「運輸支局等」という。)に現車が持ち込まれる認証整備事業者経由の検査又は個人による継続検査等に対応した收受  
資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍に専用端末を設けて再資源化等料金の照会及び請求書の発行等に応じ、かつ、運輸支局等内又は近傍の団体に委託することにより再資源化預託金等を收受する。
- ②指定整備事業者等経由の継続検査等に対応した收受  
資金管理センターは、指定整備事業者等に再資源化預託金等の收受に必要な業務を委託する。この場合、指定整備事業者等は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段により再資源化等料金の預託申請等を行い、指定整備事業者等からの口座引落し若しくは郵便局を利用したの払込み又はコンビニエンスストアにおける払込みにより再資源化預託金等の送金を受ける。

- ② 第11条(国土交通大臣等に提示する預託証明書)を下記のとおり修正する。(下線部を追加し、波線部を変更。)

(国土交通大臣等に提示する預託証明書)

第11条 資金管理センターは、国土交通大臣等による預託確認実務を円滑なものとするため、次に掲げる業務を行い、当該押印又はシールの貼付のある書類を法第74条又は法附則第10条の規定により国土交通大

臣等に提示する預託証明書とする。

(1) 新車購入時預託

- ①特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存在する自動車 資金管理センターは、自動車製造業者等に委託して、自動車販売業者等により再資源化預託金等が預託済みである旨の押印を譲渡証明書等に行う。
- ②特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存在しない自動車(並行輸入又は個人輸入された自動車等) 自動車所有者に対し、自動車通関証明書等に貼付する預託確認用シールを交付する。

(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託

資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍の団体に委託して、再資源化預託金等が預託済みである旨の押印を、継続検査時預託及び構造等変更検査時預託の場合には自動車検査証等に、中古新規登録・検査時預託の場合には一時抹消登録証明書等に行う。(平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)

(変更箇所)

- ・「自動車検査票又は保安基準適合証」を「自動車検査証等」に変更
- ・「譲渡証明書」を「一時抹消登録証明書等」に変更

3. 第14条を下記のとおり修正する。

(運用の基本方針)

第14条 資金管理センターは、法第97条第1項に規定する以下の運用方法の範囲内において、別紙に定める運用の基本方針に基づき、再資源化預託金等を運用する。

- (1) 国債その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する有価証券の保有
- (2) 銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(変更箇所)

- ・「別表」を「別紙」に変更
- ・〈別表 → 今後検討〉 を削除

4. 附則第2条を下記のとおり修正する。

第2条 第14条に規定する別紙に定める運用の基本方針は、平成17年1月1日までの出来る限り早い時期に、この規程を改正することにより定める。

(変更箇所)

- ・「別表」を「別紙」に変更

以上